

地方議員の諸活動

政治活動

議員活動

各派代表者会議
広報・図書運営委員会
正副委員長会議
全員協議会
会派・議員による調査研究等

議会活動

議員派遣等

本会議・
常任委員会・
特別委員会・
議会運営
委員会

政治活動

議員活動

会派・議員による調査研究等

議会活動

議員派遣
各派代表者会議
広報・図書運営委員会
正副委員長会議
全員協議会等

本会議・
常任委員会・
特別委員会・
議会運営
委員会

※ 議員活動と政治活動は重なり合っている。

国会議員と地方議会議員の比較(給付関係)

	歳費・報酬	期末手当	文書通信交通滞在費 -費用弁償		調査研究のための経費
国会議員	<p>歳費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国会議員をしてその職務を全うさせるため、国庫から支給される給与 ・一般職の国家公務員の最高の給与額より少なくない額とされている 	○	<p>文書通信交通滞在費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公の書類を発送し、公の性質を有する通信等のための手当 ・議員に交付 	—	<p>立法事務費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・議員の立法に関する調査研究の推進に資するため必要な経費 ・会派に交付
地方議会議員	<p>報酬</p> <ul style="list-style-type: none"> ・勤務に対する反対給付(生活給たる意味は有しない) ・地方議員の場合、勤務日数に応じた支給とすることも月給制にすることも可能 	○ (条例で支給可)	—	<p>費用弁償</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職務を行うために要する費用の弁償 ・条例により議員に交付 	<p>政務調査費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・議員の調査研究に資するため必要な経費 ・条例により議員又は会派に交付